



埼玉県報

第 499 号
令和 6 年(2024 年)
3 月 19 日
火曜日

目次

規則

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（疾病対策課）

告示

- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 鴻巣行田土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項の規定による告示（畜産安全課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 入間第二用水土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 飯能都市計画下水道事業の変更認可（下水道事業課）
- 県道さいたま東村山線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道東京所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は」を「、第四十条の五第一項又は」に改める。

第五条中「又は第三十八条の七第二項」を「、第三十八条の七第二項又は第四十条の五第一項」に改める。

第十三条を次のように改める。

（医療保護入院者の入院届等）

第十三条 法第三十三条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

一 法第三十三条第一項の規定による入院措置に係る届出 様式第十五号の入院届及び様式第十七号の同意書

二 法第三十三条第二項の規定による入院措置に係る届出 様式第十五号の入院届及び市町村長からの同意書

三 法第三十三条第三項後段の規定による入院措置に係る届出 様式第十六号の入院届及び様式第十七号の同意書又は市町村長からの同意書

四 法第三十三条第六項の規定による入院の期間の更新に係る届出 様式第十七号の二の更新届及び様式第十七号の三の同意書又は市町村長からの同意書

第十五条中「第三十三条の七第五項」を「第三十三条の六第五項」に、「措置」を「入院措置」に改める。

第十六条中「し、同条第二項において準用する同条第一項の規定による報告は様式第二十二号の医療保護入院者の定期病状報告書により行うもの」とを削り、同条の次に次の一条を加える。

（措置入院決定報告書）

第十六条の二 法第三十八条の三第一項の規定による通知（法第二十九条第一項の規定による入院措置に係るものに限る。）は、様式第二十二号の措置入院決定報告書により行うものとする。

様式第五号 (表) 中

2	放	火	A	B
3	強	盗	A	B
4	強	交	A	B
5	強	わい	A	B
6	傷	害	A	B
7	暴	行	A	B
8	恐	喝	A	B
9	脅	迫	A	B
10	窃	盗	A	B
11	器	物	A	B
12	損	壊	A	B
13	失	入	A	B
14	家	宅	A	B
15	侵	入	A	B
16	詐	の	A	B
17	欺	な	A	B
18	等	問	A	B
19	的	題	A	B
20	な	行	A	B
21	問	動	A	B
22	題	殺	A	B
23	行	図	A	B
24	動	殺	A	B
25	殺	図	A	B

2	放	火	A	B
3	強	盗	A	B
4	強	交	A	B
5	強	わい	A	B
6	傷	害	A	B
7	暴	行	A	B
8	恐	喝	A	B
9	脅	迫	A	B
10	窃	盗	A	B
11	器	物	A	B
12	損	壊	A	B
13	失	入	A	B
14	家	宅	A	B
15	侵	入	A	B
16	詐	の	A	B
17	欺	な	A	B
18	等	問	A	B
19	的	題	A	B
20	な	行	A	B
21	問	動	A	B
22	題	殺	A	B
23	行	図	A	B
24	動	殺	A	B
25	殺	図	A	B

16 自
17 そ
()

傷 の 他)	A	B
	A	B

を

に

以上のとおり診断する。

精神保
署名

以上のとおり診断する。

健指定医氏名

年 月 日

を

精神保健指定医氏名

年 月 日

に改め、同様式(裏)記載上の留

署名

(指定医番号:)

健事項4中「問題行動の欄」や「重大な問題行動の欄」に改めらる。

様式第六号(表)中「強制性交等」や「不同意性交等」に

「不同意わいせつ」に改め、同様式(裏)記載上の留意事項3を削り、同様式の記

載上の留意事項4中「問題行動の欄」や「重大な問題行動の欄」に改め、同様式(裏)

記載上の留意事項4を同様式(裏)記載上の留意事項3とし、同様式(裏)記載上

の留意事項中5を4とし、6から8を1から10とします。

様式第十五号（表） 中

家族等の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の	
		入院年月日	
入院形態	入院形態	入院形態	

年 月 日	「家族等の同意により入院した年月日 今回の医療保護入院の入院満			年
年 月 日	年 月 日	今年入院年月日	入院形態	

月 日	「入院を必要と認められた氏名 精神科		署名
-----	-----------------------	--	----

「入院を必要と認められた氏名 精神科 選任された退院後の生活環境相談	署名
--	----

改め、同様式（裏）記載上の留意事項2を「貴院」を「貴病院」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項中11を12とし、3から10を1から11ととし、2の次に次のように加える。

3 今回の医療保護入院の入院満了年月日の欄は、家族等の同意により入院した日から3月を上限とした年月日を記載すること。

様式第十七号 中 「同意書」を「医療保護入院に関する家族等同意書」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第17号の2 (第13条関係)

(表)

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

病院名
所在地
管理者名

医療保護入院者	フリガナ			生年月日	年 月 日 (満 歳)
	氏名	(男・女)			
	住所				
医療保護入院年月日 (第33条第1項又は第2項による入院)	年 月 日	今 回 の 入 院 年 月 日	年 月 日		
		入 院 形 態			
入 院 届 又 は 前 回 の 入 院 期 間 更 新 届 で の 入 院 期 間	年 月 日	本更新後の 入 院 満 了 年 月 日	年 月 日		
	～ 年 月 日				
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()			
入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る 病状又は状態像の 経過の概要)					
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()				
	II 知能(軽度障害、中等度障害、重度障害)				
	III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()				
	IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他()				
	V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()				
	VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()				
	VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()				
	VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()				
	IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()				
	<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()				
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()				

<現在の状態像>	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()			
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)				
今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)				
本更新に係る診察の年月日	年 月 日			
更新が必要と診断した精神保健指定医氏名	署名			
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)	医療保護入院者退院支援委員会での審議が行われた年月日 (年 月 日)			
今回の更新の直前の入院又は更新に同意をした家族等	氏名	(男・女)	続柄	生年 年 月 日生
	氏名	(男・女)	続柄	月日 年 月 日生
	住所	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長		
今回の更新に同意をした家族等 (上記の家族等と同じ場合は記載不要)	氏名	(男・女)	続柄	生年 年 月 日生
	氏名	(男・女)	続柄	月日 年 月 日生
	住所	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長		
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等	<input type="checkbox"/> 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした			
	家族等へ通知を發した日		年 月 日	
	家族等に示した回答期限		年 月 日	
(回答期限は、通知を發した日から2週間を経過した日であることに留意) 通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件) 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()) 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ())				
審査会意見				
都道府県の措置				

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」又は「第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 本更新後の入院満了年月日の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月、入院から6月を経過した後は6月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 4 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 5 更新が必要と診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
 - (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
 - (2) 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
 - (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載すること。
- 7 同意をした家族等の氏名の欄は、親権者が両親の場合はいずれも記載すること。
- 8 同意をした家族等の住所の欄は、親権者が両親で住所が異なる場合はそれぞれ記載すること。
- 9 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - (1) 法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなったとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 意思を表示できないときのいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）。
- 10 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。
- 11 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。

様式第二十号（表）中「第33条の7第2項」や「第33条の6第2項」に添付する。

様式第二十一号（表）中

病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()
生活歴及び現病歴 〔推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。〕		
初回入院期間 前回の入院期間 初回から前回の入院回数	年 月 日～ 年 月 日 回	年 月 日(入院形) 年 月 日(入院形) 回
	(陳述者氏名)	

3 身体合併症

病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3

続柄)
態)
態)

「 処遇、看護 及び 指導の現 状」	隔離		
	注意必要度 日常生活の 指導性	多用 ii 時々 iii ほとんど不要	ほとんど不要 iii 比較的簡単な介 生活指導を要する iv その他 ()
日常生活の 指導性	i 極めて手間のかかる介入 ii 比較的簡単な介 生活指導を要する iii その他 ()		

「 処遇、看護 及び 指導の現 状」	隔離		
	注意必要度 日常生活の 指導性	多用 ii 時々 iii ほとんど不要	ほとんど不要 iii 比較的簡単な介 生活指導を要する iv その他 ()
日常生活の 指導性	i 極めて手間のかかる介入 ii 比較的簡単な介 生活指導を要する iii その他 ()		
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活 環境相談員との相談状況、 地域援助事業者の紹介状 況等について)	選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 本人や家族等からの求め又は必要性の有無 () 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()		

ほとんど不要
助と指導

「強制性交等」や「不同意性交等」

「強制性交等」や「不同意性交等」に改める。

3 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や

紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。

様式第二十一号（裏）記載上の留意事項中4から6までを削り、同様式（裏）記載上の留意事項7中「問題行動の欄」を「重大な問題行動の欄」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項7を同様式（裏）記載上の留意事項4とし、同様式（裏）記載上の留意事項中8を5とし、9を6とし、同様式（裏）記載上の留意事項10中「経過」を「経過」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項10を同様式（裏）記載上の留意事項7とし、同様式（裏）記載上の留意事項中11を8とする。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号（第16条の2関係）

措置入院決定報告書

年 月 日

埼玉県精神医療審査会 様

埼玉県知事

下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第1項の規定により通知します。

申請等の形式	i 親族又は一般人申請（第22条） ii 警察官通報（第23条） iii 検察官通報（第24条） iv 保護観察所長通報（第25条） v 矯正施設長通報（第26条） vi 精神科病院管理者届出（第26条の2） vii 医療観察法対象者 [指定通院医療機関管理者通報、保護観察所長通報]（第26条の3） viii 都道府県知事・指定都市市長職務診察（第27条第2項）		
措置入院中の精神科病院	名称		
	所在地		
措置入院者（精神障害者）	フリガナ		生年 月 日 年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)	
	住所		
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名	(指定医番号：)	年 月 日
措置診察を行った年月日及び精神保健指定医の氏名	精神保健指定医氏名	(指定医番号：)	年 月 日
法第29条の2の2第1項の規定による移送の有無(措置診察後の移送の有無)	i あり ii なし		

記載上の留意事項

- 1 選択肢の欄は、それぞれ該当するローマ数字を○で囲むこと。
- 2 法第27条第1項又は第2項に基づき行われた精神保健指定医による診察の判定内容（病名及び症状を含む。）については、該当する診察の際に作成された「措置入院に関する診断書（様式第5号）」を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク杉戸下高野店

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字新道向二千三百九十三番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年十一月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場① 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場② 午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年三月四日

二 縦覧期間

令和六年三月十九日から令和六年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十九日から令和六年七月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄産業ビル

埼玉県草加市旭町一丁目三百八十五番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社昭栄産業 代表取締役 風間照久

埼玉県草加市旭町一丁目四番二十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ゲオストア 代表取締役 高井政則

愛知県名古屋市中区富士見町八番八号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年十一月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百九十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前二時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前二時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設② 午前六時から午前八時三十分まで

ト 届出年月日

令和六年三月四日

二 縦覧期間

令和六年三月十九日から令和六年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十九日から令和六年七月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計五者

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計七者

ハ 変更年月日

令和五年七月六日外

ニ 届出年月日

令和六年三月七日

二 縦覧期間

令和六年三月十九日から令和六年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十九日から令和六年七月十九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク狭山北入曾店

埼玉県狭山市入間川字イ三千百四十一番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年十一月六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九・六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場① 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場② 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設② 午前六時から午前八時三十分まで

ト 届出年月日

令和六年三月五日

二 縦覧期間

令和六年三月十九日から令和六年七月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十九日から令和六年七月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
鴻巣行田土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	井上 泰 伯	埼玉県鴻巣市広田二千二百四十二番地

告示

埼玉県告示第二百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施の目的

牛のブルセラ症、結核、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚及びいのししの豚熱、アフリカ豚熱、オーエスキ―病及び豚繁殖・呼吸障害症候群、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに蜜蜂の腐蛆病の発生の予防及び予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ ブルセラ症、結核、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫
県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ ヨ―ネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。ハ(2)及び五のハにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 伝達性海綿状脳症

(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 省令第九条第二項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ニ 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ホ 豚熱及びアフリカ豚熱

(1) 県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 県内で捕獲し、又は死亡した野生のいのしし

へ オーエスキュー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

チ 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ症

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ロ 結核

(1) ツベルクリン検査

(2) その他の検査

ハ ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ニ アカバネ病及び牛ウイルス性下痢

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ホ 牛伝染性リンパ腫

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

へ 馬伝染性貧血

(1) エライザ法による検査

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査

(3) その他の検査
ト 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査
(2) その他の検査

チ 豚熱

(1) 臨床検査
(2) エライザ法による検査
(3) その他の検査

リ アフリカ豚熱

(1) 臨床検査
(2) その他の検査

ヌ オーエスキー病

(1) エライザ法による検査
(2) ラテックス凝集反応検査
(3) その他の検査

ル 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) エライザ法による検査
(2) その他の検査

ヲ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査
(2) 血清抗体検査
(3) その他の検査

ワ 腐蛆病^そ

(1) 臨床検査
(2) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 実施の目的
豚熱の発生の予防
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日
- 五 注射の方法
皮下又は筋肉内注射
- 六 その他
実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光二二二番、二二六番
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和六年三月十二日認可した。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

入間第二用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県飯能市

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

白岡市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第二百七十号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	株式会社AMBITION	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社東洋ハウジング	N	新井 義久	埼玉県比企郡小川町大字小川七百二十八番地一
		加藤 地次	埼玉県三郷市幸房千四百五十六番地一

告示

埼玉県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第二百九十号で告示した飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

飯能市

二 都市計画事業の種類及び名称

飯能都市計画下水道事業飯能公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十一年十二月二十二日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

(2) 雨水

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

ロ 合流区域

(一) 収用の部分
変更なし

(二) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

<p>路 線 名</p>	<p>県道さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>志木市中宗岡四丁目一七八一～六地先から同市中宗岡四丁目一七五八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年三月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年二月十八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二六九・一〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	東京所沢線
供用開始の区間	所沢市大字久米字峯一九七六番一地 先から同市大字久米字田島二二二〇 番地先まで
供用開始の期日	令和六年三月十九日
備 考	平成三十一年二月五日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第一号で告示した道路予定 区域の供用開始である。 延長 二二二・六〇メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新 C	旧 新 B	旧 新 A	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字田島字中東四七番二地先から 吉川市大字上内川字上中通三一番一地先まで	北葛飾郡松伏町大字田島字中東六五一番一地先から 同郡同町大字田島字中西一〇四番一地先まで	北葛飾郡松伏町大字田島字中東六四九番一地先から 吉川市大字上内川字下根通一六五九番五地先まで	区 間
一四・〇〇〃 五三・五一	二三・九一〃 五二・三七	七・七〇〃 一五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
七五三・六三	九二五・三〇	二、三八五・七〇	延 長 (メートル)
			備 考

令和二年八月十四日付け
埼玉県越谷県土整備事務
所長告示第十号で告示し
た道路予定区域の変更で
ある。

告 示

埼玉県選管告示第七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年三月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和六年三月二十一日 午後二時

二 場所 さいたま共済会館五〇三会議室

三 議題

ア 桶川市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

イ その他

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和六年三月十九日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘信

令和5年10月、11月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
なたね油かす及びその 粉末	米澤製油株式会社	なたね油かす粉末	TN, TP, TK				
混合有機質肥料	千成産業化株式会社	混合有機質3号	TN, TK, Cd, As				
乾燥菌体肥料	小岩井乳業株式会社	KIW2018	TN, TK, Cd				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－カリ全量、Cd－カドミウム、As－ヒ素